

京都府と協調した米価下落の影響を受けた農業者支援

京丹後産米流通促進緊急対策事業補助金

令和3年産の米価の下落を受けて、コロナ前（令和元年）と比べ、主食用米の販売収入（kg当たりの販売単価）が20%以上減少した水稻生産者の販路確保及び販路開拓の取組に対して、2つのメニューで支援します。

【申請期間】令和3年12月6日（月）～令和4年3月18日（金）

概要	農業者が実施する既存の販路確保や販路開拓の取組を支援します。	
対象者	次のいずれの要件も満たす市内に事業所または住所を有する農業者 ① 主食用米の販売収入がコロナ前から20%以上減少していること ② 主食用米の作付面積が10a以上1ha未満であること、または主食用米の作付面積が1ha以上かつ農外事業収入が農業収入より多いこと	
補助対象	①販路確保	検査手数料、荷役料、出荷運賃・送料、保管料、農薬検査料 等
	②販路開拓	広告宣伝費、米袋製作費、商談会出展料 等
補助率等	補助率1/2以内（10a当たり限度額7千円）	
対象期間	①販路確保	令和3年8月1日～令和3年12月31日の出荷期間
	②販路開拓	令和3年8月1日～令和4年2月28日の取組
提出書類	共通	・主食用米の販売収入の20%以上減収を証明する申告書（令和元年と令和3年の8月～12月で比較） ・申請者名義の口座通帳の写し
	①販路確保	対象期間に発生した流通経費の内訳が分かる領収書または請求書の写し等
	②販路開拓	対象期間に取り組む販路開拓に要する経費の内訳が分かる領収書または請求書の写し 等

お問合せ先	京丹後市 農林水産部 農業振興課 〒629-2501 京丹後市大宮町口大野226番地 (電話)0772-69-0410 (FAX)0772-64-5660 (メール)nogyoshinko@city.kyotango.lg.jp
-------	---